

安全工学会トップダウンプロジェクト運営規則

2023年7月12日 制定

(総則)

第1条 本学会定款第5条の目的を達成するため安全工学会トップダウンプロジェクト(以下「プロジェクト」という)を設ける。

(目的)

第2条 プロジェクトは安全工学に関する特定分野の研究を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 プロジェクトは前条の目的を達成するため、以下の事業または行事を行う。

- (1) プロジェクト設置申請書に記載された主題の研究
- (2) 前号に関連する調査および資料情報などの交換
- (3) 第1号に関連する会議、講演会等
- (4) 前各号に挙げるもののほか、プロジェクトの目的を達成するために必要な事項

(プロジェクト設置)

第4条 プロジェクトを設立する場合は、企画委員会がプロジェクト設置の準備を始め、設置申請をするに至った場合、プロジェクト設置申請書を会長に提出し、理事会にて設置の可否を審議する。

- 2 企画委員会が委嘱したプロジェクトマネージャー1名をおく。
- 3 プロジェクトマネージャーはプロジェクトメンバーを、安全工学会ホームページ・メールを通じて幅広く公募する。

(運営と組織)

第5条 プロジェクトメンバーは本学会会員であること。ただし、プロジェクトの成果を高めるのに必要不可欠と判断される場合に限り、例外的に非会員をメンバーに含めることができる。ただし、プロジェクトマネージャーは個人会員に限る。メンバーに変更があった場合には、プロジェクト変更届書を企画委員長に提出する。

(存続期間)

第6条 プロジェクトの存続期間は3年以下とし、原則延長は認めない。

(プロジェクト費)

第7条 プロジェクト推進のための予算措置が必要な場合には、企画委員長から会長に申請し、理事会の議決を経て、プロジェクト費として配分を受ける。

(報告)

第8条 プロジェクトマネージャーは、年度末ごと、およびプロジェクトの終了時に、プロジェクトの活動状況およびプロジェクト費の支出状況をプロジェクト活動報告書として、企画委員会に報告しなければならない。また企画委員会の要請がある場合も同様とする。

- 2 前項前段の規定による活動報告書には、翌年度に行うプロジェクト研究に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。
- 3 企画委員会は、第1項前段の規定による活動報告書の提出を受けた場合においては、継続の可否を審査し、その結果を理事会に報告する。理事会は、審査結果をもとにプロ

プロジェクト費交付額を決定し、承認を得るものとする。

(成果発表)

第9条 プロジェクトの成果は安全工学研究発表会あるいは安全工学シンポジウムでセッションを企画し、広く会員もしくは一般に報告するものとする。また、プロジェクト終了後1年以内に会誌「安全工学」に投稿するものとする。

(知的財産)

第10条 プロジェクトにより得られた特許等の知的所有権はプロジェクトメンバーに帰属する。

(廃止)

第11条 プロジェクトの進行が不可能になったと判断される場合には、企画委員会の審議を経て、企画委員長はそれを廃止することができる。プロジェクトが廃止された場合、会長はそれまで協議会で補助した費用の一部ないし全額をプロジェクトの代表に請求することができる。

(その他)

第12条 その他必要な事項は企画委員会において検討する。

(変更)

第13条 本規程の変更は理事会の承認を経て行う。

(付則)

本規程は、2023年7月12日から施行する。